

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次報告)(案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 概要

平成25年12月28日開催の中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会(第16回)において取りまとめた「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次報告)(案)」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成26年1月16日(木)～平成26年2月14日(金)
- ・告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

2. 意見の提出状況

○意見提出者数：3団体・個人

	意見提出者数(団体・個人)
事業者団体	0
民間事業者	0
地方自治体	0
市民団体・その他の団体	0
個人	3
合計	3

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳(事務局で整理した意見数：7件)

1. はじめに	0件
2. 検討事項等	
(1) 検討事項	0件
(2) 検討に当たっての基本的考え方	
1) 水質環境基準健康項目及び要監視項目選定の考え方	0件
2) 水質環境基準健康項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方	1件
3) 環境基準の適用等に当たっての基本的考え方	1件
4) 自然的原因による水質汚濁の取り扱い	0件
3. 検討結果	
(1) 水道水質基準の改定等を踏まえた検討	0件
1) 基準値の導出根拠	1件
2) 公共用水域等にける検出状況	0件
4. 測定方法	1件
5. おわりに	0件
別紙1 検討項目の検出状況等	0件
別紙2 検討項目の物質情報等	0件
6. 基準値の適用等	2件
7. その他の意見	1件

3. お寄せいただいたご意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第4次報告)(案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. はじめに
意見なし

2. 検討事項等
(1)検討事項
意見なし

(2)検討に当たっての基本的考え方

1)水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方
意見なし

2)水質環境基準健康項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
1	日本での地下水直接飲用が少なくなっている現状では、地下水汚染の有無に飲用水基準を適用することは安全側に解釈しすぎるように思われる。また、公共用水域水質と飲用水水質は、管理の目的が異なるので、公共用水域の水質環境基準健康項目は0.03mg/Lを順守して行く方向が良い。	1	高度処理のない水道浄水処理では除去が期待できないことがあること、また、地下水等の直接飲用があることに鑑み、原水でも水道浄水と同レベルの環境基準を設定することを基本としております。

3)環境基準の適用等に当たっての基本的考え方

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
2	公共用水域及び地下水の水質環境基準健康項目については、工業地域・準工業地域と河川・湖沼・海域・地下水では、水の使用用途が異なるため、一律に適用することは困難である。工業地域/準工業地域については、現行の基準値0.03mg/Lを適用すべき。	1	人の健康の保護に関する環境基準は、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいことから、全ての水域に同じ基準を適用することとしております。

4)自然的原因による水質汚濁の取扱い
意見なし

3. 検討結果

(1) 水道水質基準の改定等を踏まえた検討

意見なし

1) 基準値の導出根拠

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
3	WHOの指摘に基づいて飲用水量相当量5L/日、寄与率70%をもとにするならば、既存の他の項目についても影響すると思われる。今後の水道水質基準の改正動向に備え、速やかに必要な改正を進めていただきたい。	1	今後の環境基準項目の検討における参考とさせていただきます。

2) 公共用水域等における検出状況

意見なし

4. 測定方法

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
4	現在の「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」において、トリクロロエチレンは「検液1Lにつき、0.002mg/L」となっている。JIS法に規定しているすべての方法において、0.01mg/Lの基準に対する定量下限値は、0.001mg/Lとして差し支えないか。	1	「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」については、地下水浸透規制に係る検定方法を定めているものであり、今回の審議対象外となっております。 なお、今回のトリクロロエチレンの測定方法に係る定量下限値につきましては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成13年5月31日環水企第92号)」（以下「処理基準」という。）に基づき、環境基準値の1/10以下に設定することが望ましいとしております。

5. おわりに

別紙1

意見なし

別紙2

意見なし

6. 基準値の適用等

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
5	過去の調査等で旧基準適合ではあったが、基準値が変更された後の新基準では超過している場合について、基本的に遡及されて、規制や責任を問われることはないと考えてよろしいか。トリクロロエチレンの場合、0.01mg以上で0.03mg/L未満の濃度範囲の旧分析値が上記に該当しますが、分析機関等によっては定量下限値の設定が基準値0.03mg/Lに近く設定されていることや、場合によっては基準値の0.03mg/Lを「不検出」としている場合もあるため、評価の妥当性及び公平性の観点から、遡及しないことを確認させていただきたい。	1	新たな環境基準値については、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」のそれぞれの告示改正時点からの適用となり、新たな基準値を過去に遡って適用することはありません。
6	基準変更にともない、調査設計の変更、定量下限を下げるが必要となるため、測定方法の改良・変更を含め、公示から一定の猶予期間を設定すべき。	1	定量下限値については、環境基準値の改正時点からの適用としております。

7. その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外のご意見が1件ございました。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考といたします。